

日本ボーイスカウト福島連盟 いわき地区協議会規約

総 則

(名称と構成)

本協議会は、「ボーイスカウト福島連盟 いわき地区協議会」と称する。

本協議会は、ボーイスカウト福島連盟に加盟したいわき地区内のすべての単位団（以下加盟団と称する）をもって組織する。

(目 的)

- (1)各団の独立と主導性を妨げることなしに、その地域のこの運動を保護し、隆盛ならしめること。
- (2)各団相互の間及び、地区内の同じ目的を有する他の団体と調和的協働を保つこと。
- (3)県連盟の方針および、プロジェクトを地区内に効果的に実施せしめ、かつ、地区の状況および希望を県連盟に伝達反映すること。

地 区 協 議 会

(設 置)

地区は、地区協議会を開催する。

(開 催)

地区協議会は、地区協議会長の召集により必要に応じ随時開催し、協議会長が議長となり地区委員長、地区コミッショナー、各委員長からの報告、伝達および、協議等を行う。

(構 成)

地区協議会の構成は、次の通りである。

- (1)地区協議会長、同副会長
- (2)地区委員長（県連盟の地区代表理事）、同副委員長
- (3)地区コミッショナー、同副コミッショナー、団担当コミッショナー
- (4)各種運営委員会および、特別委員会の委員長
- (5)会計係
- (6)事務長
- (7)各団委員長
- (8)各隊長
- (9)学識経験者会員
- (10)監事

(地区総会)

県連盟年次総会の前に地区総会として地区協議会を開催し、次のことを行う。

- (1)地区協議会長、同副会長、地区委員長、同副委員長、各運営委員長（県連運営委員会に対する地区代表）、会計係及び、監事を選出する。
- (2)県連盟年次総会において承認を受ける地区役員、推薦理事を選出する。
- (3)報告承認及び、審議決定事項（県連年次総会に準ずる）

(成立と議決)

地区総会の定足数は過半数とし、その議決は多数決による。

地 区 委 員 会

(設置と責務)

地区に地区委員会を設ける。

地区委員会は、地区総会の承認を得た計画に従い運営する。

(構 成)

地区委員会は、地区役員をもって構成する。

(招 集)

地区委員会は、地区委員長が召集し、その議長となる。

(成立と議決)

地区委員会の定足数は過半数（委任状を含む）とし、議決は出席者の多数決による。可否同数のときは議長がこれを決する。

各 種 委 員 会

(設 置)

地区委員会は、その下部機構として各種の運営委員会及び特別委員会を設けることができる。

(運営委員会)

運営委員会は、地区委員会より委任された任務を下記の区分に従い分担する。

- (1)組織及び拡張に関する事項
- (2)指導者養成に関する事項
- (3)進歩に関する事項
- (4)野営及びその他の行事に関する事項
- (5)健康及び安全に関する事項
- (6)財政に関する事項
- (7)広報に関する事項

(特別委員会)

特別委員会は、必要に応じて設けることができる。

役 員 及 び 委 員

(地区役員)

地区役員は、次の通りである。

- (1)地区協議会長、同副会長
- (2)地区委員長、同副委員長
- (3)地区コミッショナー、同副コミッショナー、団担当コミッショナー
- (4)各委員会委員長（運営委員会の設置されていない場合は、県連盟運営委員会に

対する地区代表委員)

(5)会計係

(6)事務長

(7)監事

附 則

本規約は、平成16年4月25日より施行する。

本規約は、令和7年3月11日より施行する。